

令和5年度4月定例記者会見 次第

日時：4月25日（火）13時30分

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕 朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕 市長、副市長、教育長、関係課（下記参照）

1 市長あいさつ

2 案件

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| ①糸島防災まなびポータルサイト運用開始 | 市長発表
（危機管理課） |
| ②令和5年糸島市議会第2回臨時会提出議案について | 総務課 |
| ③令和5年度糸島市一般会計補正予算（第2号）の概要
について | 財政課 |
| ④民間認可保育所設置・運営事業者募集 | 子ども課 |
| ⑤国内2例目 クジラの絵を描いた弥生土器を発見 | 文化課 |

3 懇談・その他

■次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：5月25日（木）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

糸島防災まなびポータルサイト「マモリンク イトシマ」運用開始

糸島市では、4月から、学校や地域、家庭などで防災について学べる防災教育ポータルを公開しています。

これは、第2次糸島市長期総合計画前期基本計画において、重点課題プロジェクトとして位置付けている「市民一人ひとりの防災力が高いまち「いとしま」」の実現のため構築したもので、子どもの頃から防災・減災の意識・行動力を高め、自然災害等から地域を守る防災意識の向上を目指すことを目的としています。

本サイトは、学校現場のみで使用するのではなく、行政区単位で組織する自主防災組織での防災学習などにも活用できるよう啓発を行います。

(ポータルサイト掲載コンテンツ)

1. 防災啓発オリジナル動画
2. 防災ライブラリ(テキスト)
3. 糸島市ハザードマップへのリンク
4. 教職員専用サイト



※サイトのトップ画面イメージ

URL:<https://mamolink-itoshima.jp/>

ポイント1) 世代に合わせたオリジナル防災動画(風水害、地震)を掲載

- ・小学校低学年、高学年、中学生、高校生以上の4つのカテゴリに分け、それぞれの世代に応じた内容にしています。
- ・オリジナル動画は、風水害編、地震編の2種類に対し、それぞれ上記の4カテゴリ、合計8本の動画(5~7分程度)を掲載しています。
- ・九州大学工学研究院 附属 アジア防災研究センターの三谷泰浩教授による監修及び出演

ポイント2) 「いとしま防災まなびブック」を新たに作成

- ・防災動画の内容について、より詳しくまとめたハンドブックを作成しました。
- ・災害が起きた時の具体的な行動計画を整理したマイタイムラインや、ハザードマップの見方や説明、情報収集の方法、備蓄物資など防災グッズの説明など、災害に備えた情報を掲載しています。

ポイント3) 糸島市Webマップへのリンク

- ・防災に関する基本的事項を学んだ後に、ハザードマップをすぐに確認できるよう、災害種別ごとにリンクを作成しました。

ポイント4) 防災教育充実のための教職員専用ページの作成

- ・教職員専用のページを設け、各校で実施した防災教育授業を投稿し共有を図ります。
- ・「読売KODOMO新聞」や「読売中高生新聞」など、数多くの資料を掲載し、授業等で活用します。

ポイント5) 自主防災組織等の訓練などの教材とし活用

- ・自主防災組織で行う防災訓練や防災学習などでの活用を促し、地域の防災力の向上を目指します。

マモリンクとは
「防災=命を守る(マモル)」ことと、「災害時に守る(マモル)べき約束」が集約されているサイトであり、「マモリ」に関する様々な情報に「つながる=リンク」していることを表すネーミング。また、このポータルサイトを活用した児童生徒が家庭で共有、地域の大人もまなび共有することで、防災で重要な「自助」「共助」意識の醸成につながる(リンク)ことを期待するもの。

【問い合わせ先】

糸島市 総務部危機管理課
防災企画係 担当: 熊本、吉村
電話番号: 332-2110
メール: kikikanri@city.itoshima.lg.jp

令和5年糸島市議会第2回臨時会提出議案について

- ☆ 4月28日に開会予定の糸島市議会第2回臨時会に付議する議案を、21日に送付いたしました。
- ☆ 案件といたしましては、議案第45号「専決処分について（糸島市税条例の一部を改正する条例）」から議案第47号「令和5年度糸島市一般会計補正予算（第2号）」までの3議案のほか、報告2件を提案させていただくこととしております。

※提出議案 3件

◇ 専決処分議案〔2件〕

専決処分について（糸島市税条例の一部を改正する条例）

専決処分について（糸島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

◇ 補正予算〔1件〕

令和5年度糸島市一般会計補正予算（第2号）

※報告 2件

◇ 議会の委任による専決処分について（市が管理する道路の段差による車両事故の損害賠償及び和解）

議会の委任による専決処分について（職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

- ☆ 議案の内容といたしましては、

●専決処分議案（2件）

【税務課】

議案第45号 専決処分について（糸島市税条例の一部を改正する条例）

- ※ 地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日の施行となったことに伴い、糸島市税条例について所要の改正を行うことに急を要したため、専決処分を行い、これを報告し、承認を求めるもの。

【国保年金課】

議案第46号 専決処分について（糸島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- ※ 地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日の施行となったことに伴い、糸島市国民健康保険税条例について所要の改正を行うことに急を要したため、専決処分を行い、これを報告し、承認を求めるもの。

●補正予算（1件）

【財政課】

議案第47号 令和5年度糸島市一般会計補正予算（第2号）

※ 今回の補正：7億325万1千円を追加し、予算総額479億360万円とする。

【別途財政課作成資料あり】

●報告（2件）

【建設課】

報告第4号 議会の委任による専決処分について（市が管理する道路の段差による車両事故の損害賠償及び和解）

※ 市が管理する道路の段差による車両事故の損害賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告するもの。

[事故の概要]

市が管理する道路を相手方の車両が走行中、道路の段差に相手方の車両の前方の下部が接触した。これにより、相手方の車両のフロントバンパー等が破損した。

過失割合 市 80% 相手方 20% 損害賠償額 107,440円

【総務課】

報告第5号 議会の委任による専決処分について（職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

※ 職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告するもの。

[事故の概要]

職員が公務中に、公用車を後退させた際、公用車の後部が駐車中の相手方の車両の左前部に接触した。これにより、相手方の車両の左前部が破損した。

過失割合 市 100% 相手方 0% 損害賠償額 425,000円

◆問合せ先

総務部 総務課 （担当：藤嶋）

TEL 323-1111（代表） 内線1210

332-2100（直通）

令和5年度一般会計補正予算(第2号)の概要 (令和5年 第2回臨時会)

■一般会計補正予算(第2号)

補正額 7億325万1千円

補正後予算総額 479億360万円

今回の補正予算は、エネルギー・食料品価格等の価格高騰の負担感が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対する、1世帯当たり3万円の『住民税非課税世帯等給付金』と家計が悪化している低所得の子育て世帯に対する、児童1人当たり5万円の『子育て世帯生活支援特別給付金』を早期に給付するための経費を計上しています。財源については、全額国庫支出金で対応しています。

<補正予算に係る主な事業>

【 】は、所管課

【歳出】

3款 民生費

◆P10~11 住民税非課税世帯等給付事業費等 4億7,780万6千円

○給付金：4億2,000万円

(積算) 14,000世帯×3万円

(対象者)

基準日(令和5年5月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

○事務費等：5,780万6千円(事務費5,671万8千円+職員人件費108万8千円)

【福祉保護課、総務課】

◆P10～11 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費等 **2億2,544万5千円**

I 低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給者等）

○給付金：9,900万円

（積算）ひとり親世帯の児童1,980人×5万円

（対象者）

①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方

②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入となった方

○事務費等：445万3千円（事務費389万7千円＋職員人件費55万6千円）

II その他低所得の子育て世帯（I以外の住民税非課税の子育て世帯）

○給付金：1億1550万円

（積算）その他低所得の子育て世帯の児童2,310人×5万円

（対象者）

①令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した方

②上記①のほか、対象児童を養育する父母等であって、基準日以降の家計が急変している、住民税非課税相当の収入となった方

○事務費等：649万2千円（事務費584万3千円＋職員人件費64万9千円）

【子ども課、総務課】

【歳入】

15款 国庫支出金

◆P8～9 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 **4億7,780万6千円**

【企画秘書課】

◆P8～9 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 **2億2,544万5千円**

【子ども課】

民間認可保育所の設置・運営事業者を募集

待機児童及び入所保留者を解消し、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図るため、次のとおり認可保育所を設置・運営する事業者を募集します。

①事業実施の背景

- ▶ 本市における待機児童数は13人（令和4年4月1日時点）で、134人の入所保留者が存在
- ▶ 今後も新たな区画整理事業の実施などに伴う人口増が見込まれ、更なる保育需要の高まりが予測される

②募集する施設

- | | |
|-------|--|
| ■類型 | 児童福祉法第35条第4項に規定する都道府県知事の認可を受けて開設する認可保育所 |
| ■募集地域 | 波多江校区、東風校区、前原校区、前原南校区 |
| ■募集数 | (A型) 国道202号線より北側 1施設
(B型) 国道202号線より南側 1施設 |
| ■利用定員 | 80人（1施設当たり） |
| ■開園期日 | 令和7年4月1日 |



③応募資格等

- | | |
|----------|--|
| ■応募資格 | 令和5年4月1日時点で、認可保育所及び認定こども園を運営している社会福祉法人又は学校法人 |
| ■同一法人の応募 | 同一法人が、A型及びB型のそれぞれに対し、1ずつ申し込むことは可能 |

④スケジュール

- | | |
|---------|----------------|
| ・募集期限 | 令和5年 8月2日（水） |
| ・審査会開催日 | 令和5年 8月下旬 [予定] |
| ・結果発送日 | 令和5年 9月上旬 [予定] |
| ・着工 | 令和5年12月 [予定] |
| ・竣工 | 令和7年 3月 [予定] |

⑤問い合わせ先

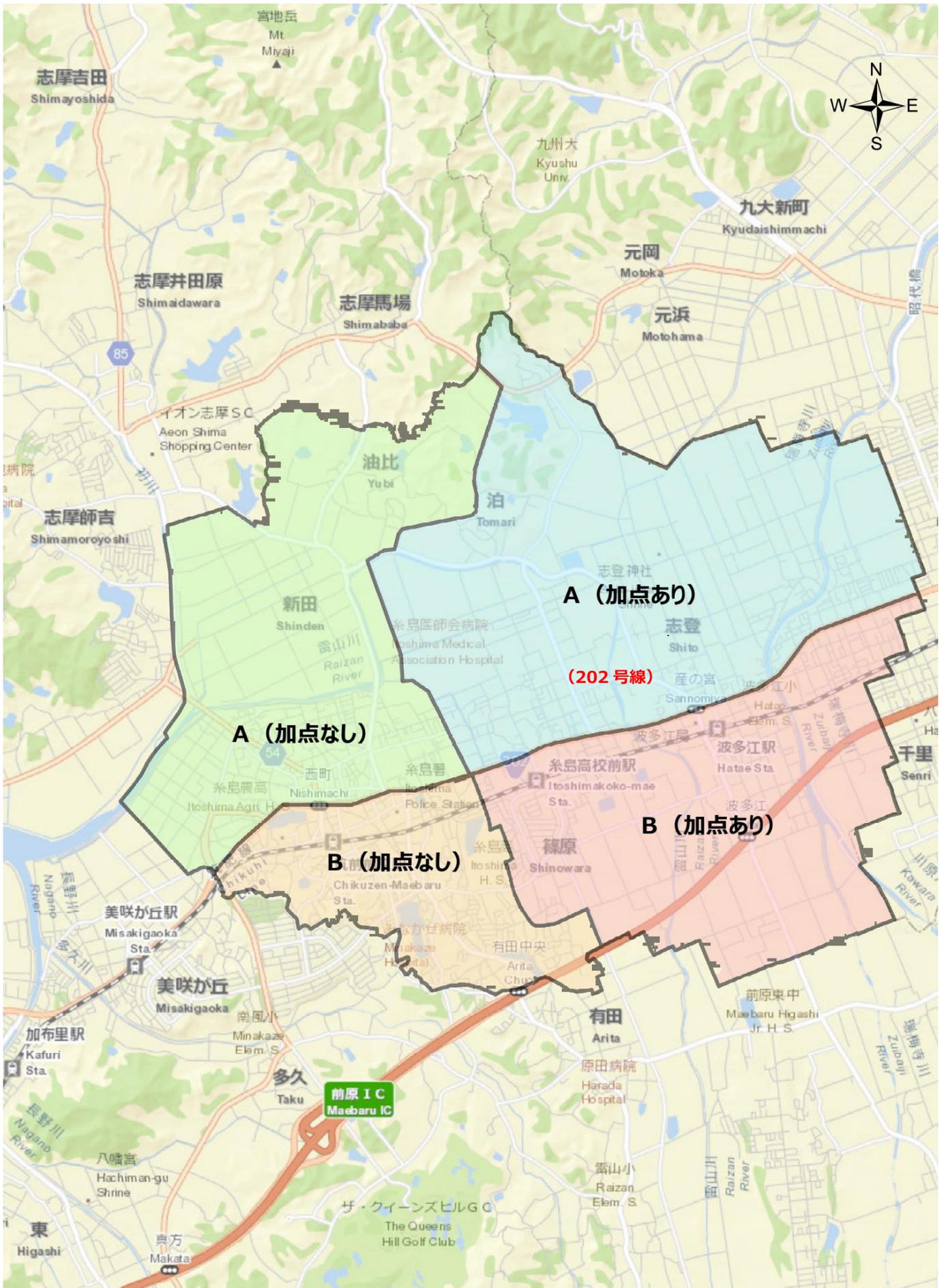
担当者：子ども教育部 子ども課 保育園・幼稚園係 馬郡（まごおり）
電話：332-2074

（参考）市ホームページ「[糸島市認可保育所 設置運営事業者公募要項](#)」



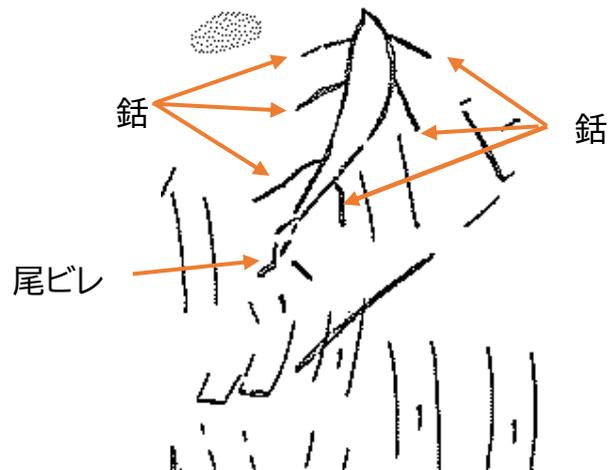


太枠内が公募地域です。



国内2例目 クジラを描いた弥生絵画土器を発見 —伊都国西の玄関口 深江城崎遺跡—

令和 4 年度、深江城崎遺跡の整理事業の中で、クジラを描いたと思われる絵画土器を発見しました。弥生時代後期前半の壺に描かれたクジラは、俯瞰的な構図で、尾ビレをもち、銚が刺さる様子を描いています。本例は、原の辻遺跡に続き、国内で 2 例目となり、クジラという自然資源の恩恵にあずかり、再び、その恩恵にあずかることができるよう祈りが表現されたものと考えられます。



(1) 調査概要

- 【遺跡名】 深江城崎遺跡
- 【場所】 糸島市二丈深江
- 【調査年度】 令和 3 年度
- 【整理年度】 令和 4 年度
- 【出土地点】 谷部包含層
- 【時期】 弥生時代後期前半

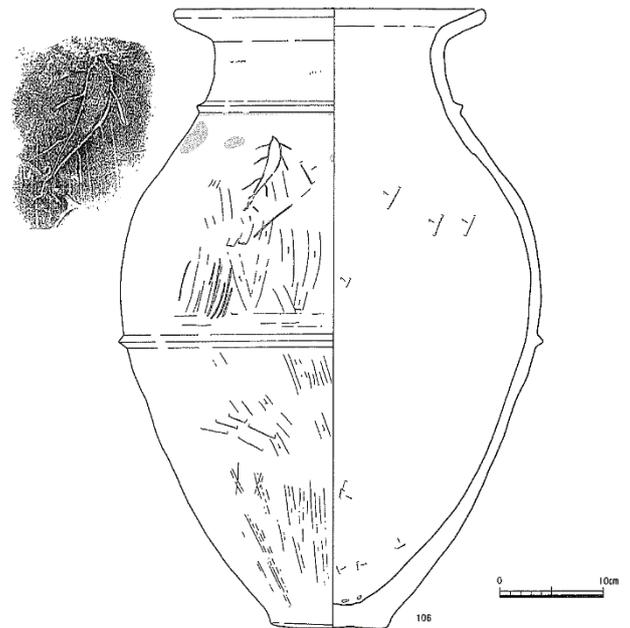
(2) 解説

令和 4 年度に実施した、深江城崎遺跡の整理事業において、弥生時代後期前半の中形壺に「クジラ」と見られる弥生絵画があることが分かりました。

クジラは、線刻によって、俯瞰する構図で描かれ、頭を上に向き、尾ビレを表現し、クジラの胴体に触れる直線的な線刻は、銚の可能性がります。

同じような例として、原の辻遺跡石田大原地区から出土した 23 号甕棺の下甕(弥生時代中期末)があります。この例では、クジラと船が線刻で描かれ、銚を刺した捕鯨の様子と理解されており、今回の発見は、原の辻遺跡出土例(長崎県壱岐市)に続き、2 例目となります。

弥生時代中期後半以降、「伊都国」と「一支国」の繋がりは強く、倭における外交や貿易の中心と考えられています。壺の同じ位置に、クジラを描くという共通する絵画土器が出土したことは、両国の結びつきの強さを示すとともに、クジラの回遊ルート上にある両国の人々が、クジラという自然資源の恩恵にあずかり、再び、その恩恵にあずかることができるよう、祈りが表現されたものと考えられます。



深江城崎遺跡出土絵画土器実測図

(2)識者によるコメント

絵画土器に詳しい識者

常松幹雄(福岡大学人文学部歴史学科非常勤講師)

福岡市埋蔵文化財センター 電話番号:092-571-2921

(3)絵画土器の展示

絵画土器は、下記の日時から伊都国歴史博物館において、公開します。

令和5年4月26日(水)～7月17日(月・祝)

【参考】

原の辻遺跡やカラカミ遺跡(両遺跡とも長崎県)などの弥生時代の遺跡において、クジラの骨のほか、クジラの骨で作ったアワビオコシが出土していることから、当時からクジラを食していたことが分かっていますが、糸島周辺では主に、死亡して海に漂流する流鯨(ながれくじら)や岸に漂着した寄鯨(よりくじら)を捕獲したものと考えられています。

また、絵画土器は、弥生時代前期末から、北部九州を中心に甕棺をキャンバスとして、線刻で描かれます。モチーフは、シカが圧倒的に多く、続いてヒトになります。弥生時代中期後半以降は、近畿圏でも見られるようになり、琴板や銅鐸などに、龍、鳥、カメ、魚、船、建物などモチーフが増加します。

糸島市域では、弥生時代後期を中心に、本例を合わせて6遺跡で出土しています。モチーフは、「龍」、「鹿」、「鳥」、「釣針」、「船」など多種にわたります。

【問い合わせ】

糸島市役所 地域振興部文化課 文化財係 担当:主幹 江崎靖隆

電話:092-332-2093 メール:esaki.y.725@city.itoshima.lg.jp

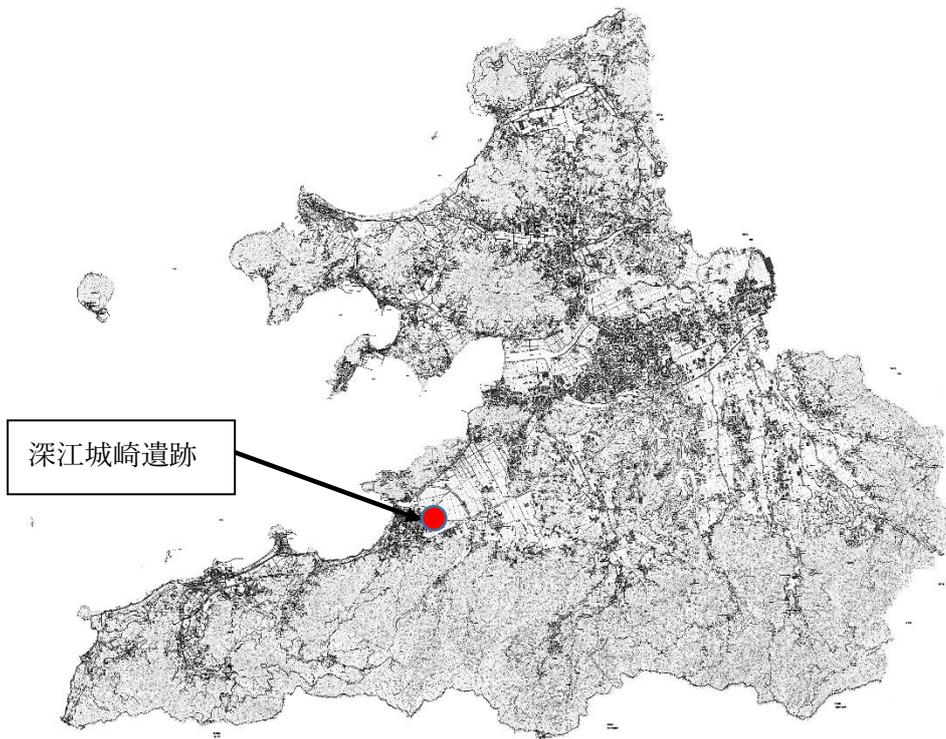


図1 深江城崎遺跡位置図 (広域)



図2 深江城崎遺跡位置図 (1/1,500)



写真1 深江城崎遺跡出土絵画土器



写真2 深江城崎遺跡出土絵画土器（近景）

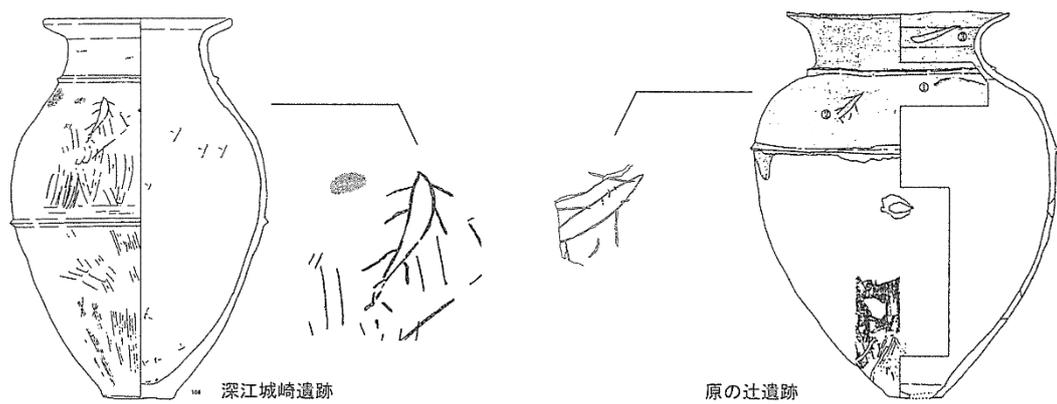


図3 深江城崎遺跡および原の辻遺跡出土絵画土器比較図（1/4,1/12）